**団体の会則**

（名称）

第１条　本会は　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　と称し、

事務所を　代表者宅　・　　　　　　　　　　　　　　　宅　　に置く。

（目的）

第２条　本会は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を目的とする。

（役員）

第３条　本会に次の役員を置き、役員は総会において選出する。

代　表　　氏 名

副代表　　氏 名　　　　　　　　　　　　氏 名

会　計　　氏 名

（任期）

第４条　役員の任期は　　　　年とする。ただし、再任は妨げない。

（年度）

第５条　本会の事業、会計は　　月　　日に始まり、　　月　　日に終了する。

（会則）

第６条　本会の運営費は、会費、その他の収入をあてる。

会費は　月額・年額　　　　　，　　　円とする。

参考：サークルの発足時期　　　昭和・平成・令和　　　　年　　月

* 東伊那公民館の講座等から文化団体になりましたか。（ はい ・ いいえ ）